

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 6 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 7 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	5, 044, 000 4, 035, 200	一括	1, 008, 800	32, 127	0
1	2, 065, 000				
2	2, 979, 000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山
地 番 1 7 番 1
地 目 原野
地 積 1 9 3 8. 0 0 平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山 1 7 番地 1
家屋 番号 1 7 番 1
種 類 作業所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 2 3 4. 4 1 平方メートル
(現況)
床 面 積 約 2 4 6 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 倉庫
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 4 6. 2 0 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 倉庫
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建



物 件 目 録

床 面 積 約 1 0 平方メートル



物件明細書

令和 8 年 6 月 5 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山
地 番 1 7 番 1
地 目 原野
地 積 1 9 3 8 . 0 0 平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山 1 7 番地 1
家屋 番号 1 7 番 1
種 類 作業所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 2 3 4 . 4 1 平方メートル
(現況)
床 面 積 約 2 4 6 平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 倉庫
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 4 6 . 2 0 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 倉庫
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建



11

物 件 目 録

床 面 積 約10平方メートル



令和8年（ヌ）第3号
令和8年3月26日受理
令和8年 5月12日提出

現 況 調 査 報 告 書

山 口 地 方 裁 判 所

執 行 官 金 川 直 樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山
地 番 1 7 番 1
地 目 原野
地 積 1 9 3 8 . 0 0 平方メートル
- 2 所 在 山陽小野田市大字埴生字埴生山 1 7 番地 1
家屋 番号 1 7 番 1
種 類 作業所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 2 3 4 . 4 1 平方メートル
(附属建物)
- 符 号 1
種 類 倉庫
構 造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 4 6 . 2 0 平方メートル



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		山口県山陽小野田市大字埴生17番1	
土地		物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 14条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：約246平方メートル		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：倉庫 構造：木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 床面積：約10平方メートル }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 作業場・倉庫 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

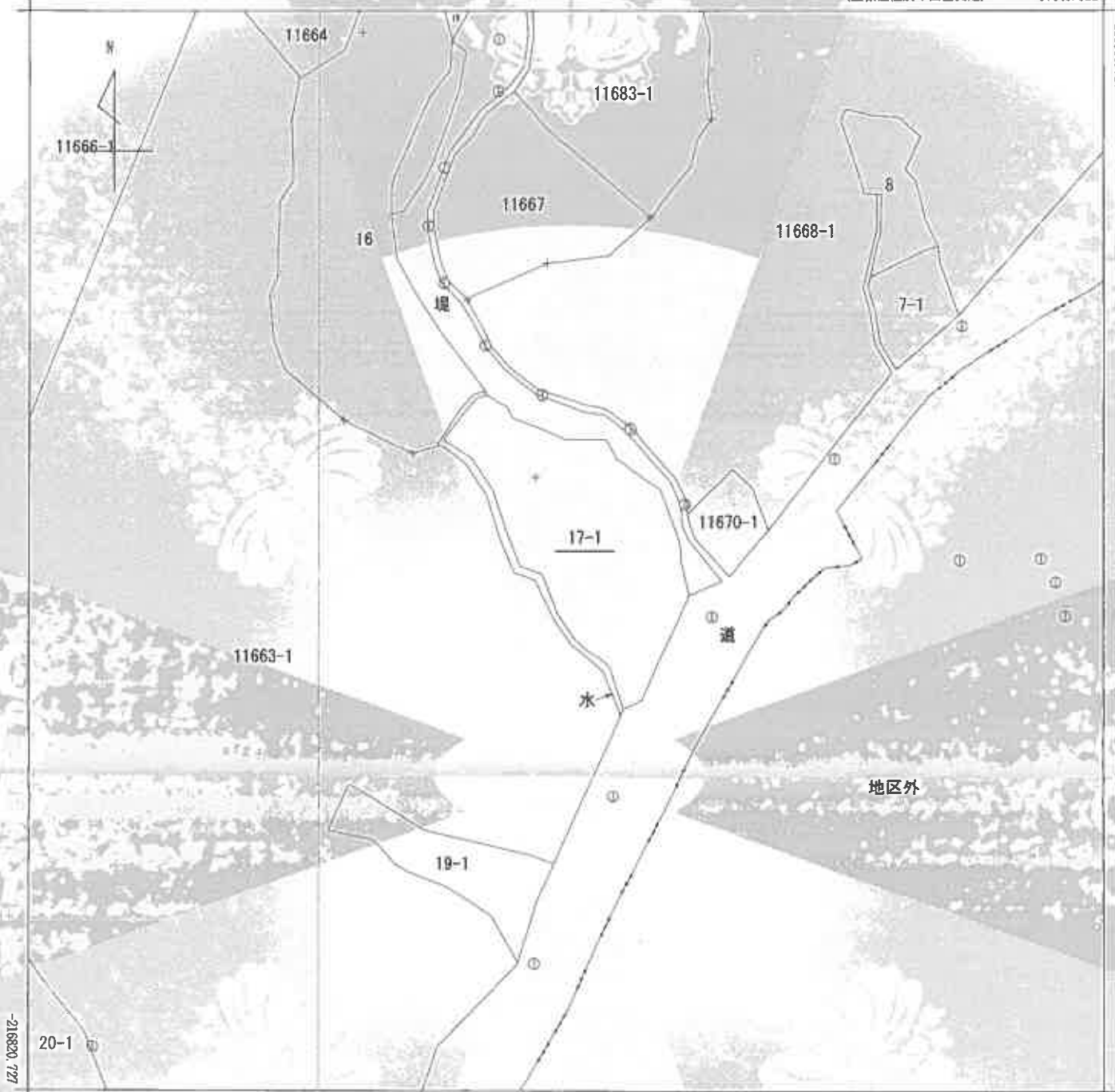
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件物件の状況から、本件物件は、債務者が動産類を残置して占有しているものと認められる。
- 3 現地での概測の結果、本件土地の形状は、概ね14条地図のとおりであるものと思われる。
- 4 現況調査時現在、債務者会社の代表者は不存在であり、特別代理人が選任されている。
- 5 現況調査に当たり、関係人の陳述を得ることができなかった。
- 6 上記意見は、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

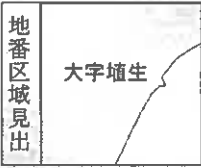
(注) チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり
(3枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月26日(木)	執行官室	山陽小野田市役所に間取図請求(郵送)
8年3月30日(月) 10:21~10:22	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付請求
8年3月30日(月) 16:10~16:15	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等受領
8年4月3日(金) 16:10~16:40	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年4月8日(水)	執行官室	評価人に間取図等資料郵送
8年4月21日(火) 12:40~13:30	物件所在地	物件調査(評価人、解錠技術者同行)、写真撮影
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ■ 令和8年4月21日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)



-97896.622 (座標値種別：図上測定)



請求部	所在	山陽小野田市大字植生字植生山				地番	17番1			
出力尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和56年4月1日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方法務局宇部支局管轄)
令和8年3月30日
山口地方法務局下関支局
登記官

縮小 (A3-A4)

(5 枚目)

登記年月日：平成17年11月18日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(山口地方裁判所宇部支部管轄)
令和8年3月30日 山口地方裁判所宇部支部

登記官

(6 枚目)

各階平面図

建物図面

17番1

(各階平面図)

家屋番号

建物の所在
山陽小野田市大字通生字通生山17番地1

建物の所在

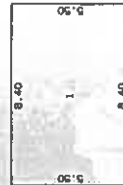
主たる建物



求積表

1	9.10 x 23.66	=	215.3060
2	3.15 x 3.64	=	11.4660
3	1.40 x 5.46	=	7.6440
計			234.4160
床面積			234.41 m ²

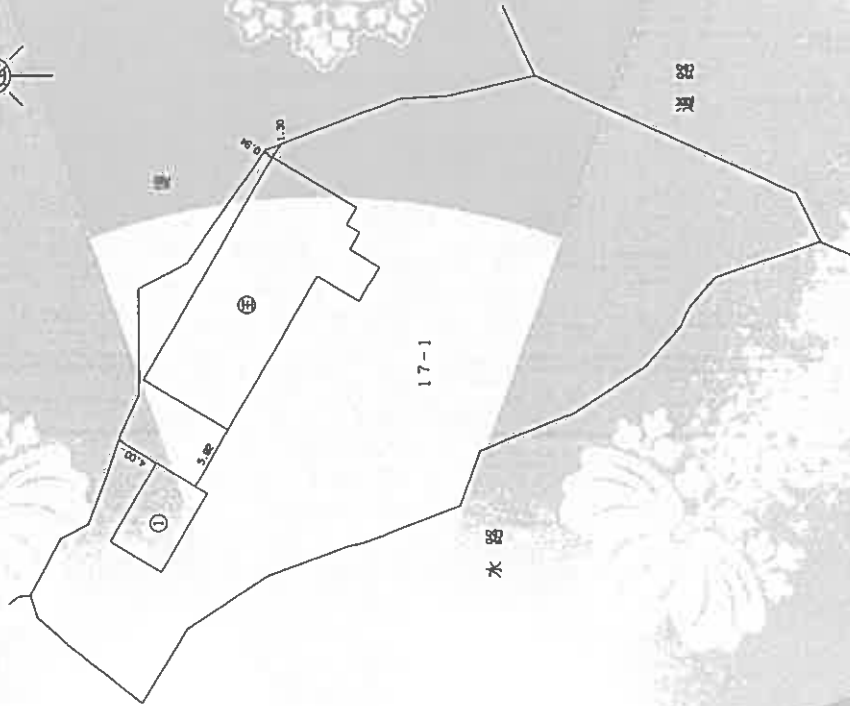
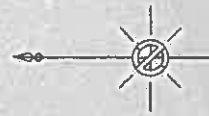
附属建物 符号 1



求積表

1	5.50 x 8.40	=	46.2000
計			46.2000
床面積			46.20 m ²

平成17年11月18日 登記



作製者

土地家屋調査士

(平成17)

(製)

申請人

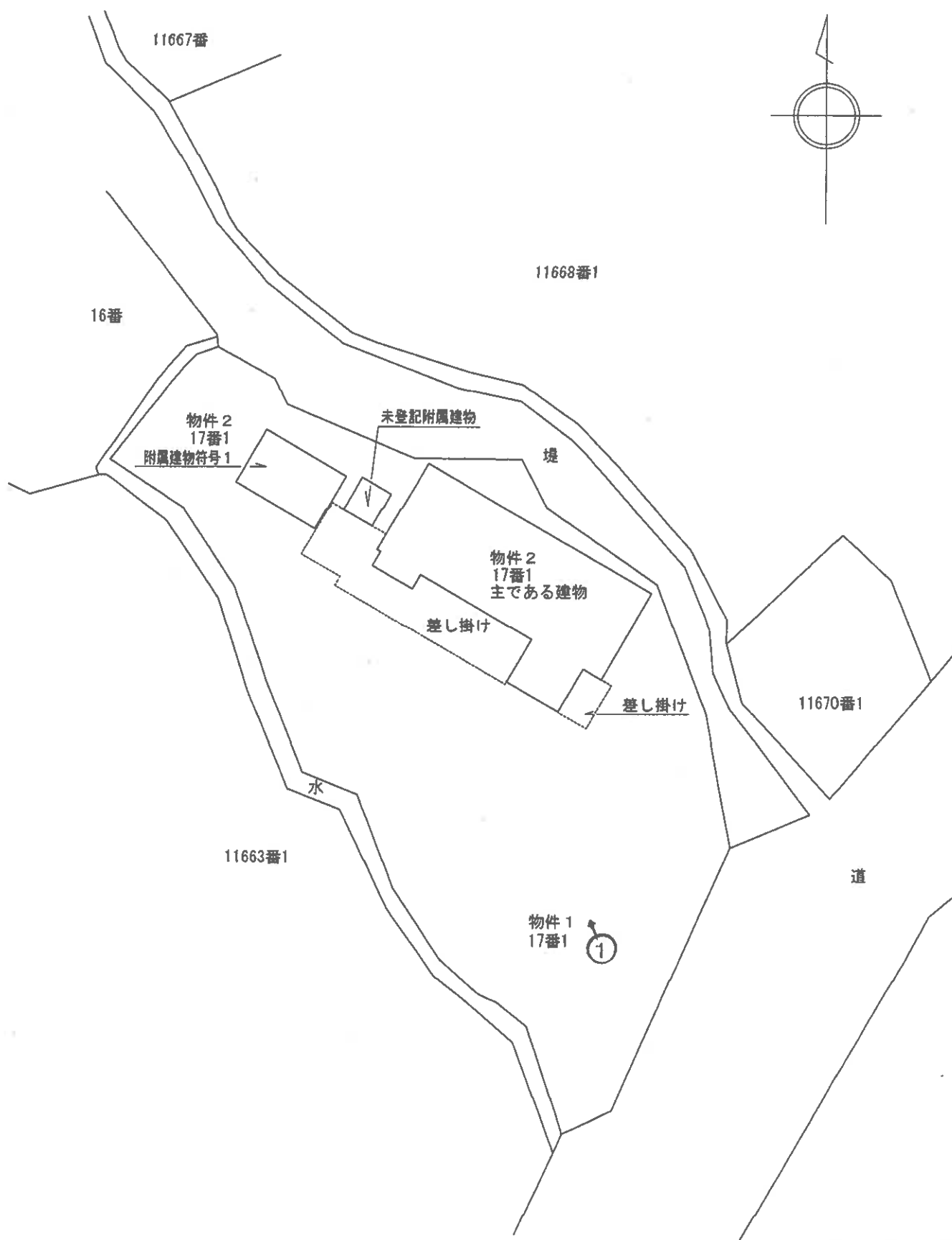
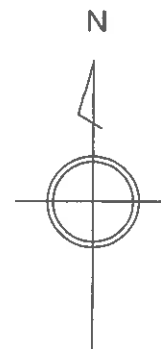
縮尺

1/500

山口県土地家屋調査士会用品

0415703

縮小 (A3→A4)



※ 評価人作成図

↑
写真撮影位置方向

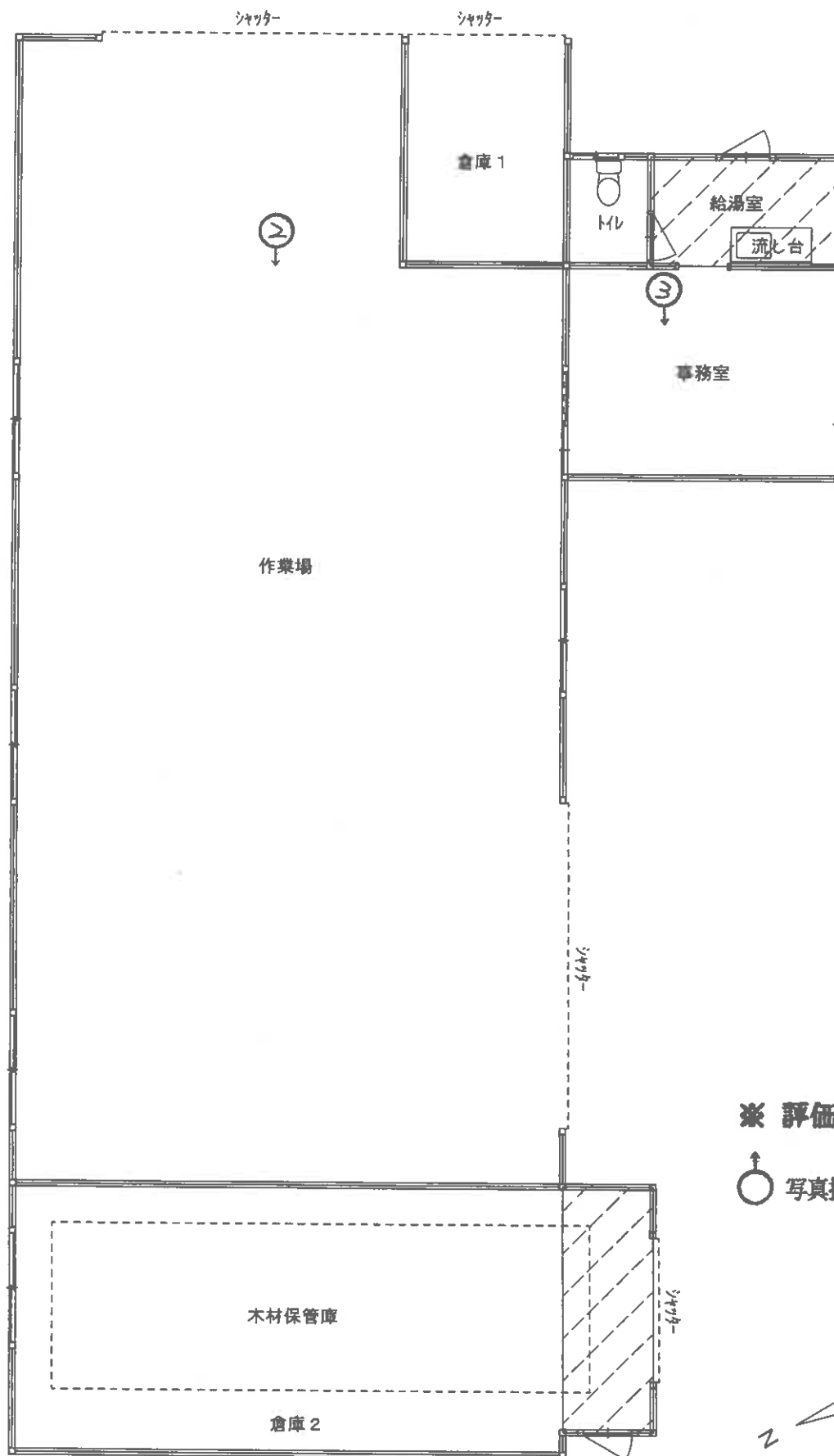
土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

令和8年(又)第3号

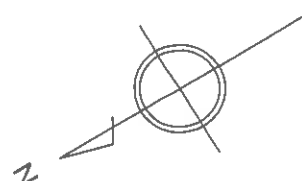
(7 枚目)

土地建物位置関係図



※ 評価人作成図面

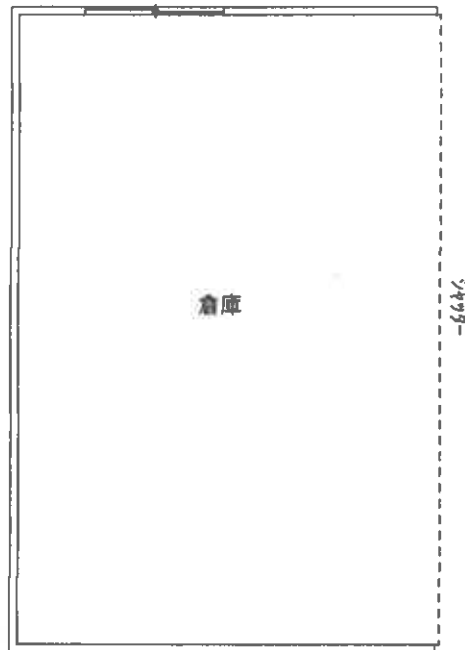
↑ 写真撮影位置方向



 増築部分

目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

事件番号	令和8年(又)第3号	
家屋番号	17番1 主である建物	縮尺: 約1/100
間 取 図		



シヤツカ-

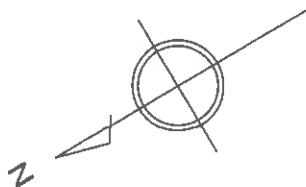
17番1 附属建物 符号1



シヤツカ-

未登記附属建物

※ 評価人作成図面



目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

(9 枚目)

事件番号	令和8年(又)第3号	
家屋番号	17番1 附属建物符号1	縮尺: 約1/100
間 取 図		

附属建物符号1 未登記附属建物 主である建物



写真01

本件建物の外観



写真02

主である建物
作業場



写真03

主である建物
事務室

令和8年(ヌ)第3号

令和8年4月21日 現地調査

令和8年5月14日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤井 正隆

第1 評 価 額

一 括 価 格			
金 5,044,000 円			
内 訳 価 格			
物 件 1 (土 地)	金	2,065,000	円
物 件 2 (建 物)	金	2,979,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	山陽小野田市大字埴生字埴生山 17番1 原野 1,938.00 m ²	宅地
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 種 類 構 造 床 面 積	山陽小野田市大字埴生字埴生山17番地1 17番1 作業所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 234.41m ² 1 倉庫 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 46.20m ²	約246m ² (約12m ² の増築有) 未登記附属建物 倉庫 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 約10m ²
番号	特 記 事 項		
	※法務局備付の公図及び建物図面等を基に現地で位置・形状・面積等の確認を行い、土地建物位置関係図等の図面を作成しているが、土地については概ね法務局備付の公図のとおりであると思われるため、評価においては公簿面積を採用することとした。また建物については主である建物には増築部分（約12m ² ）が存するほか、上記のとおり、未登記附属建物が存する。評価においては現地での概測面積を採用することとしたが、床面積等を正確に把握するには専門家による測量等が必要である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 山陽本線『埴生』駅の南東方約3.2 k m 【道路距離】 最寄バス停『埴生東口』の北東方約1.2 k m 【道路距離】	
付近の状況	対象地はJ R 山陽本線『埴生』駅の南東方約3.2 k m 付近に位置し、店舗、事業所等が散在する地域に存する。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引区域) 無指定 60% 100% 無 ※ため池浸水想定区域、※特別注視区域（重要土地等調査法）
画地条件	物件1 面積 1,938.00㎡ 間 口 : 約 30m 奥 行 : 約 68m 形 状 : 不整形 接面状況 : 中間画地 地 勢 : 緩傾斜地	
接面道路の状況	物件1の南東側 幅員 約7.5m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※建築基準法第42条第1項第1号道路	
土地の利用状況等	現状は物件1は物件2の建物の敷地 隣地は林地等 発令外建物 なし	
供給処理施設	上水道 : なし ガス配管 : なし 下水道 : なし (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	※ 山陽小野田市建設部土木課への聴取によれば、物件1土地は市道に接面していると考えて差し支えないとの回答であった。 ※ 埋蔵文化財包蔵地の指定：山陽小野田市教育委員会への照会によれば、当該地は指定地域対象外であり、埋蔵文化財の包蔵地である可能性は少ないと判断するが、究極的には当該個別的要因は不明につき考慮外として評価する。 ※ 土壌汚染について：山口県宇部環境保健所への照会、地歴、現地調査等により調査した範囲においては、土壌汚染の可能性は少ないと判断するも、究極的には当該個別的要因は不明につき考慮外として評価する。 ※ 本件土地及び建物（土地は200㎡以上、建物は床面積の合計が200㎡以上が対象）は重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（重要土地等調査法）における特別注視区域に含まれるため、落札者は内閣府に対して届出が必要となるので、十分に留意が必要である。法に定める「土地等売買等契約」を締結する場合、あらかじめ当事者は一定事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。届出義務者は売主と買主の双方、届出方法は郵送またはオンラインのいずれかの方法である。調停・和解・競売の場合は事後届け出が必要である。詳細は内閣府のホームページを参照して確かめること。 ※ 山口県ため池マップによれば、本件土地は辰巳ため池、埴生山ため池、おびい堤ため池の浸水想定区域に指定されているので、十分に留意が必要である。
---------	---

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記簿記載）： 平成17年8月4日 新築 経過年数 ： 約21年 経済的残存耐用年数 ： 約4年
仕 様	構 造 ： 木造平家建
	屋 根 ： 合金メッキ鋼板ぶき
	外 壁 ： ガルバニウム鋼板張
	内 壁 ： 板張等
	天 井 ： 板張等
	床 ： 土間コンクリート、板張
	設 備 ： 給排水設備、トイレ等
	そ の 他 ： －
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 作業所 間 取 り： 別添間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	※極めて劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	※ 本件建物内には、多数の動産が残置されている。 ※ 本件建物は新築後約21年経過しており、経年相応の状態と思われ、保守管理の状態はやや劣る。なお、雨漏りその他建物の瑕疵（アスベスト含有建材の有無、白蟻等の害虫の有無等を含む）については詳細不明である。 ※ 附属建物符号1について、種類：倉庫、構造：軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、床面積：46.20㎡、建築年月日：平成17年8月4日新築、経過年数：約21年、経済的残存耐用年数：約4年と判断。 ※ 未登記附属建物について、種類：倉庫、構造：木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、床面積：約10㎡、建築年月日：平成17年新築、経過年数：約21年、経済的残存耐用年数：約4年と判断。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	6,300	58 / 100	1,938.00	90 / 100	6,373,000
合 計					6,373,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 山陽小野田（県）-6

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,400 \text{ 円/㎡} \times 99.2 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 165 = 6,300 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：必要なし。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差： 下記のとおり。

物件1

個別的要因	個別的要因(細項目)	増 減 価 率	
画地条件	形状等	▲ 15	85 / 100
画地条件	規模等	▲ 20	80 / 100
画地条件	間口・奥行等	▲ 10	90 / 100
その他	ため池浸水のリスク	▲ 5	95 / 100
個 別 格 差 (相乗積)			58 / 100

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ＝エ
2	155,000	約246	0.10	3,813,000
附属 建物 符号1	95,000	46.20	0.10	439,000
未登 記附 属建 物	95,000	約10	0.10	95,000
合 計				4,347,000

イ 現況延床面積：物件2・未登記附属建物は概測数量、附属建物符号1は登記数量

ウ 現価率

- ・残価率 : 0% ・経済的全耐用年数 : 25 年
- ・経過年数 : 21 年 ・経済的残存耐用年数: 4 年
- ・観察減価率 : 40%

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{※現価率} = \{ \text{残価率 } 0\% + (1 - \text{残価率 } 0\%) \times (\text{経済的残存耐用年数 } 4 \text{ 年} / \text{経済的全耐用年数 } 25 \text{ 年}) \} \times (1 - \text{観察減価率 } 40\%) = \underline{\underline{0.10}}$$

上記数値等により、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	6,373,000	40% 法定地上権	2,549,000
			2,549,000

イ 土地利用権等割合： 物件1の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	6,373,000	▲ 2,549,000		0.90	0.60	2,065,000
2	4,347,000	+ 2,549,000	0.80	0.90	0.60	2,979,000
一 括 価 格 (合 計)						5,044,000

ウ 占有減価修正： 当該建物内部には多数の動産等が残置されていること等を考量して査定した。

エ 市場性修正： 本件土地は規模が大きく利用の用途が限られることなどの個別的要因を考量して査定した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格【山陽小野田(県)－6】

所 在 : 山陽小野田市大字郡字横根3341番8

価 格 : 10,400 円/㎡

位 置 : JR山陽本線「厚狭」駅の南西方、道路距離約4.6kmに位置する。

価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日

地 積 : 345㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 道 路 : 南側 3.5 m 道路 に接面

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域(建ぺい率60%、容積率100%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い県道背後の住宅地域

2 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1 : 11,628 円

物件2 : 2,395,623 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(山陽小野田市役所『山陽小野田市都市計画図』縮尺1:2,500)
- 2 不動産登記法第14条第1項記載の地図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図
- 6 現況写真【5枚】

以 上

位置図



山陽小野田市役所「山陽小野田市都市計画図」より転載

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(座標値種別：図上測定)

-97646.622

-216588.727



-97696.622

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
大字植生

請求 番号	所 在	山陽小野田市大字植生字植生山				地 番	17番1	
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分	乙二	基準系 番号文 字記号	国 測 定 系 1116	種類	地籍図	
作 成 年 月 日	令和8年2月13日 山口地方法務局 地籍課							

これは地図に記録されている内容を証明する書面です。
(山口地方法務局宇部支局管轄)
令和8年2月13日
山口地方法務局
地籍課

請求番号：16-1
(1/1)

登記年月日：平成17年11月1日

これは図面に記載されている内容を説明
(山口地方建設局字部支局管轄)
令和8年2月13日 山口地方建設局

各階平面図

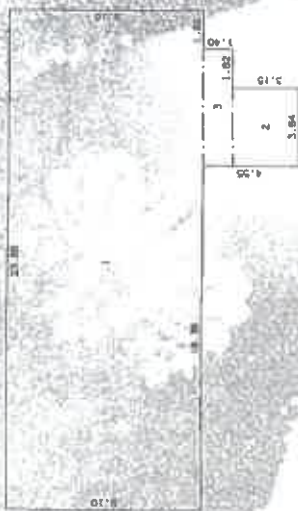
建物図面

(各階平面図)

家屋番号 17番

建物の所在 山口県山口市大字福生寺通生山17番地1

主たる建物



求積表

1	9.10 X 23.66	=	215.3060
2	3.15 X 3.64	=	11.4660
3	1.40 X 5.46	=	7.6440
計			234.4160
床面積			234.41 m²

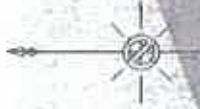
附属建物 符号 1



求積表

1	3.40 X 8.45	=	28.7300
計			28.7300
床面積			28.73 m²

平成17年11月1日 登記



作製者

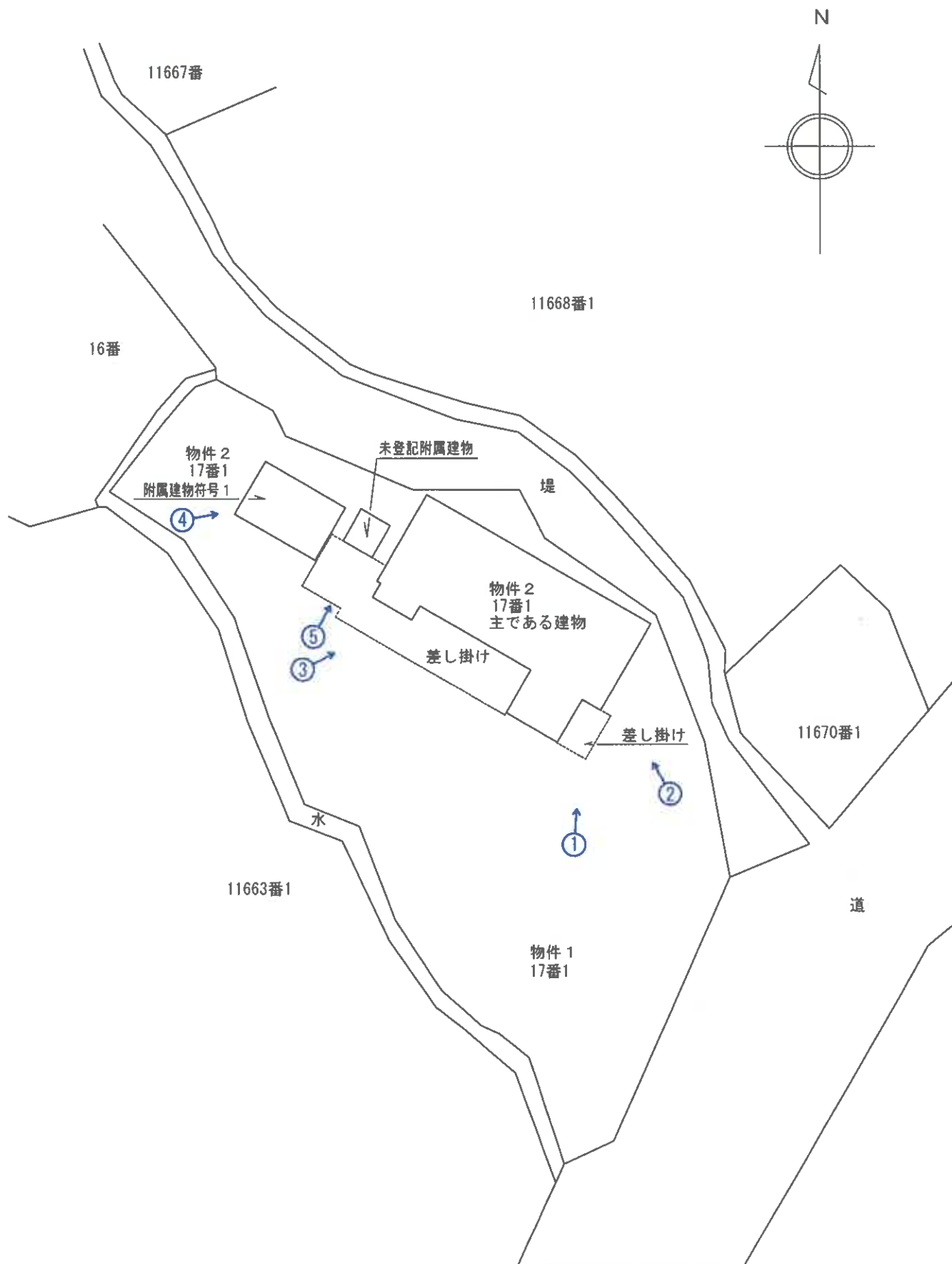
申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会理事

0415703



○➡ は、写真撮影位置

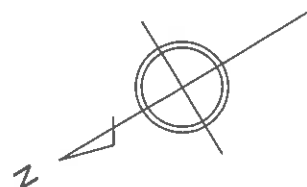
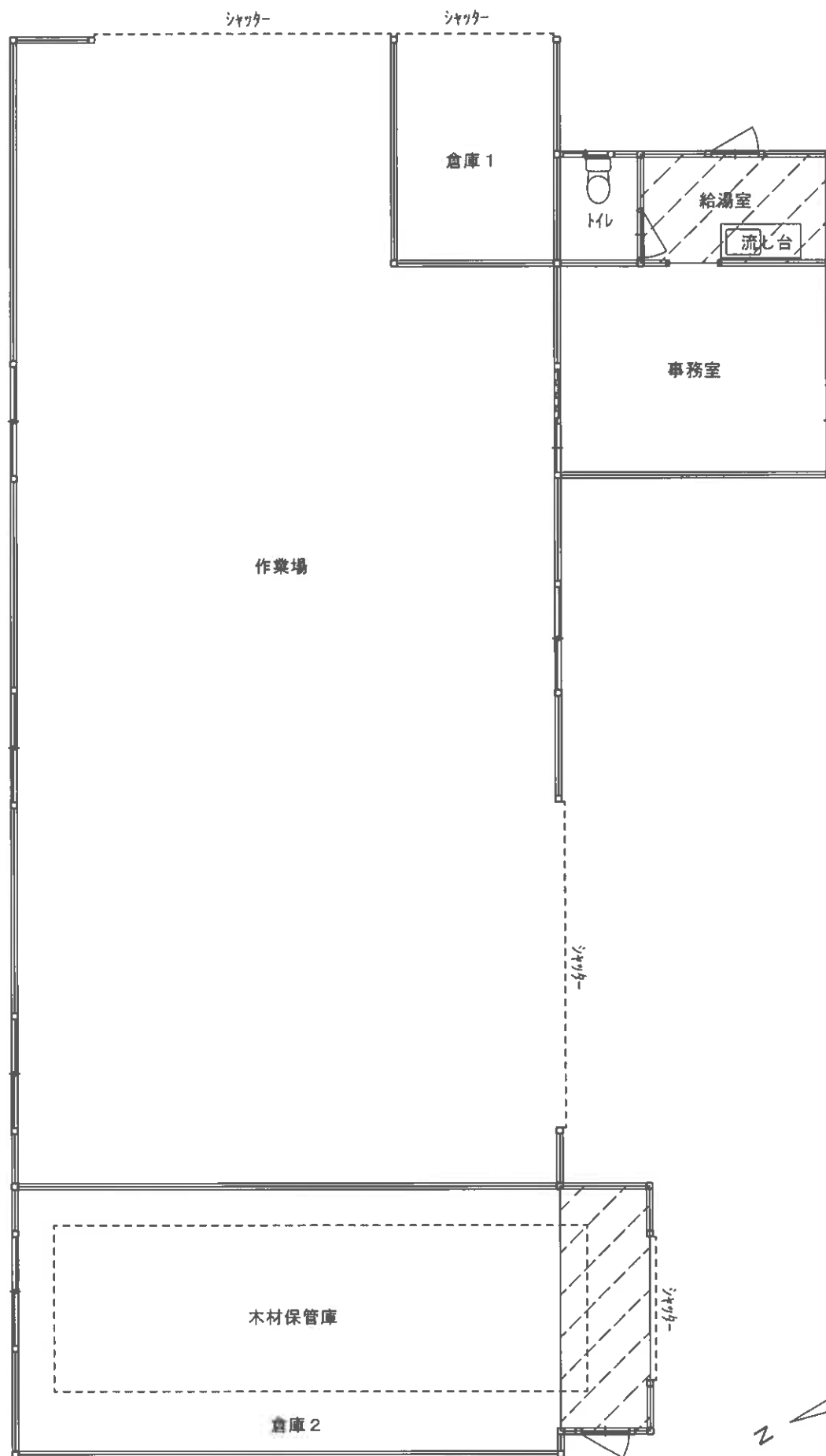
縮尺：約1/500

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

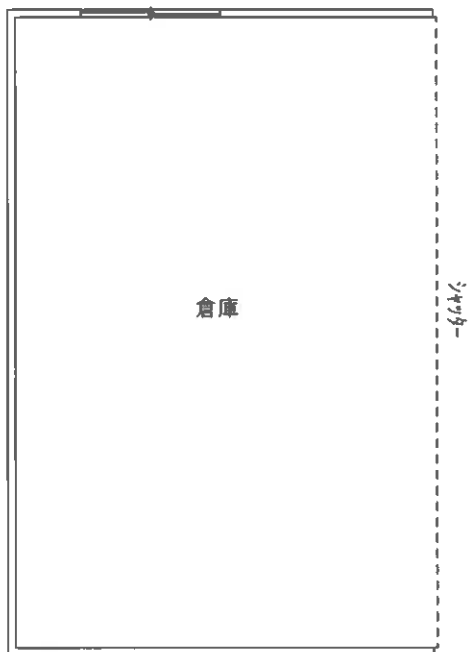
令和8年(又)第3号

土地建物位置関係図

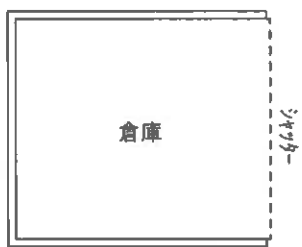


目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

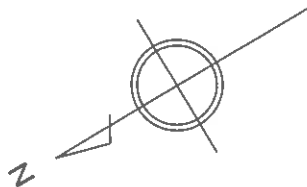
事件番号	令和8年(又)第3号	
家屋番号	17番1主である建物	縮尺: 約1/100
間 取 図		



17番1 附属建物 符号1



未登記附属建物



目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

事件番号	令和8年(又)第3号	
家屋番号	17番1 附属建物符号1	縮尺：約1/100
間 取 図		



① 本件土地建物



② 本件土地建物

現 況 写 真



③ 本件土地建物



④ 附属建物 符号1

現 況 写 真



⑤ 未登記附属建物

現 況 写 真